

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出

指導監査室

【公告】

○ 特定計量器定期検査

産業企画課

○ 土地改良事業施行認可申請の縦覧

耕地課

○ 道路の位置の指定

建築指導課

○ ”

”

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事

”

○ の完了

【公安委員会】

○ 警備業法に基づく講習

生活安全企画課

目次

担当課（室）

令和2年8月21日 岡山県公報 第12221号

◎岡山県告示第四百五十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和二年八月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

賀陽荘ホームヘルプセンター

2 所在地

加賀郡吉備中央町上竹七五三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人吉備健生会

2 主たる事務所の所在地

加賀郡吉備中央町上竹七五三

三 廃止年月日

令和二年八月三十一日

四 事業所番号

三三一三九〇〇〇八〇

五 サービスの種類

居宅介護

令和2年8月21日 岡山県公報 第12221号

〔三七五〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

令和二年八月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請者

児島湾土地改良区

二 地区名

- 西七区支線32号（小規模土地改良（かんがい排水）事業）
- 曾根南樋門（非補助土地改良（かんがい排水）事業）
- 錦西11樋門（ ）
- 錦西27樋門（ ）
- 錦六区縦5樋門（ ）
- 錦六区横10南（ ）
- 都沖2番川樋門（ ）
- 西七区支線23号（ ）
- 北七区支線86号（ ）
- 沖3―3樋門（ ）
- 丘3宗津川樋門（ ）
- 宗津西町6番川（ ）

三 縦覧に供する書類

土地改良区定款

事業計画書

四 縦覧の期間

令和二年八月二十一日から同年九月十一日まで

五 縦覧の場所

岡山県備前県民局農林水産事業部

令和2年8月21日 岡山県公報 第12221号

〔三七六〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和二年八月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第二〇一六号 令和二年八月十三 日	浅口市鴨方町六条院中字丁前一四七 六番四	五・〇二	六七・一五

令和2年8月21日 岡山県公報 第12221号

〔三七七〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和二年八月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第二〇一四号 令和二年八月十二 日	浅口市鴨方町六条院中字定月二八二 二番五、浅口市鴨方町六条院中八〇 三四番四、八一四一番九	五・〇〇	二三・九七

令和2年8月21日 岡山県公報 第12221号

〔三七八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年八月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字佳美林五九一七、五九一八、六一一三、六一一五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市駅前二丁目一五―五 River Side すみれ二〇一

久文 辰哉

三 許可番号

岡山県指令建指第六二号

令和2年8月21日 岡山県公報 第12221号

◎岡山県公安委員会告示第百二十五号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十二条第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和二年八月二十一日

岡山県公安委員会

一 警備業務の区分等

警備業務の区分	期 日	時 間	場 所
運搬警備業務及び身辺警備業務	令和二年十一月十日（火曜日）から同月十七日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の六日間	午前九時から午後五時まで	岡山市北区厚生町三丁目一番一五号 岡山商工会議所

二 講習対象者

1 運搬警備業務

- 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
- 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

(5) 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

2 身辺警備業務

最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

三 受講手続

1 提出書類

(1) 所定の様式による受講申込書 一通

(2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申込前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）

(3) 二に掲げる講習対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類 各一通

ア 二1(1)又は二2に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

イ 二1(2)に該当する者

検定規則第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

ウ 二1(3)に該当する者

検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

エ 二1(4)に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

オ 二1(5)に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地为管轄する警察署の生活安全課

令和2年8月21日 岡山県公報 第12221号

(2) 県外に住所を有する者

県内の警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申込み及び代理人による申込みは、受け付けない。

3 提出期間

令和二年九月十四日（月曜日）から同月十八日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 受講手数料

1 運搬警備業務

三万八千円

2 身辺警備業務

三万四千円

(注) 岡山県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は返還しない。

五 受講定員

合わせて二十人（同時に講習を受けることはできない。）とする。ただし、申込順に受け付け、受講定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 講習の委託

この講習は、一般社団法人岡山県警備業協会（岡山市北区内山下二丁目二番一八号）に委託して行う。

七 その他

1 受講者は、筆記用具を持参すること。

2 講習終了後は、筆記の方法により修了考査を実施する。